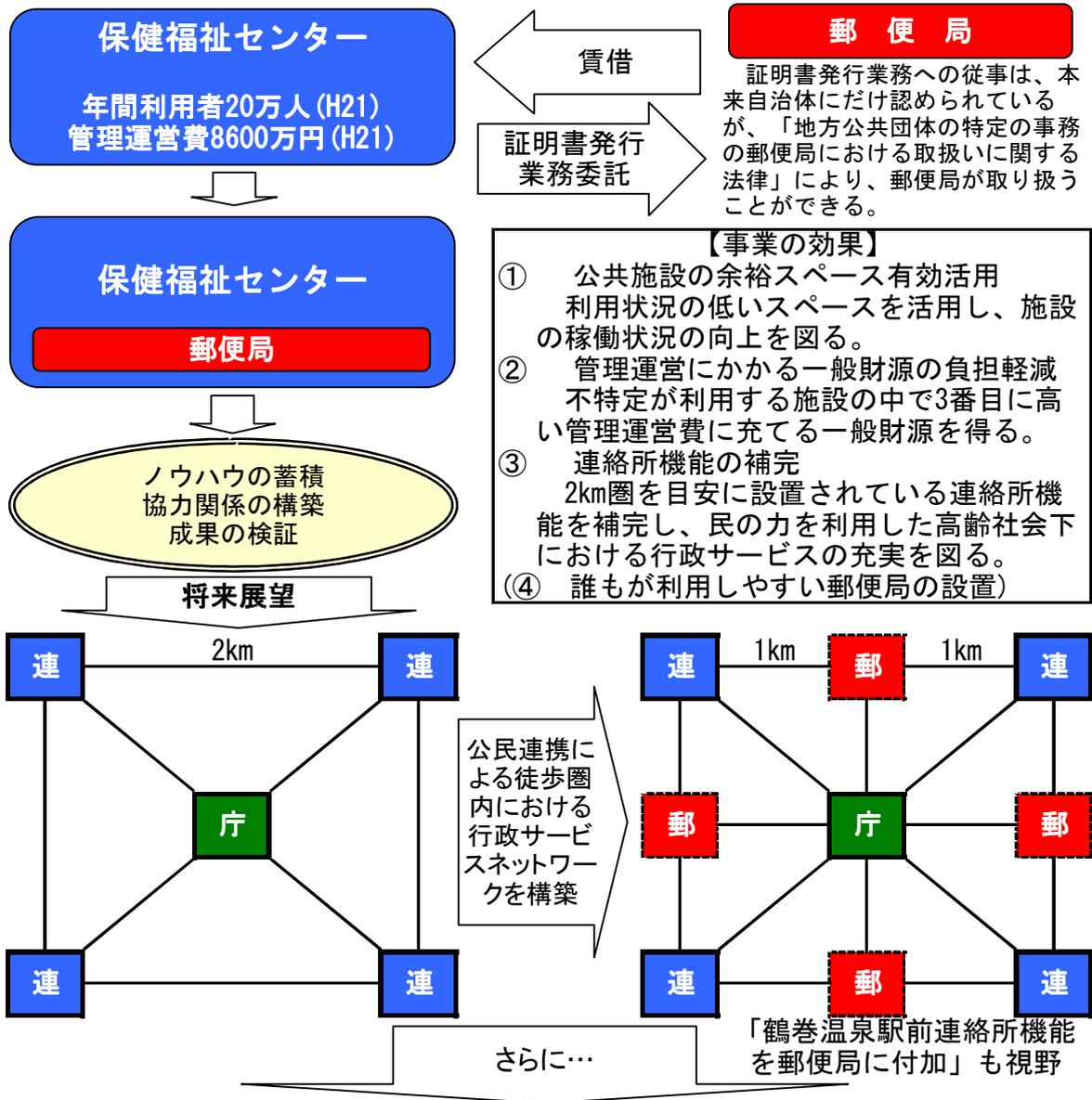


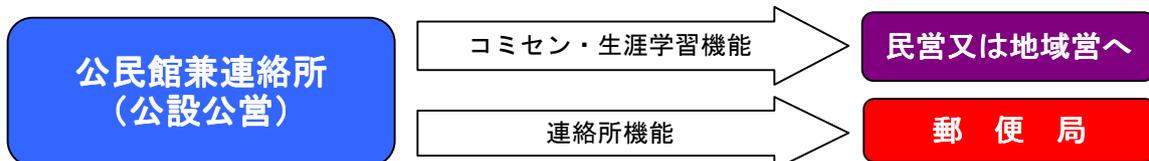
## シンボル事業②「公共的機関のネットワーク活用」のコンセプト

平成23年11月1日 公共施設再配置推進課作成

- シンボル事業とは  
より安い税の負担で、より高いサービスを実現し、「公共施設の再配置」は、一概にサービスの低下につながるものではないことを市民にアピールするための事業です。前期実行プランに期間内(H23-H27)に集中的に実施します。
- 事業の内容  
保健福祉センター内に郵便局を誘致するとともに、証明書発行業務を行うもの。さらには、市内に構築されている郵便局ネットワークを活用し、行政サービスの充実を図ることを視野に入れた取組みを行うもの。
- 事業の効果と将来展望



公設公営のハコモノで提供している行政サービスを民の力で…



#### 4 今後のWGにおける検討課題

##### (1) 賃貸借契約の内容

- ・ 契約形態（期間・賃料）。特に、営業権保護の観点からの注意も必要（行政財産目的外使用ではない）
- ・ 共益費、光熱水費の取扱い

##### (2) 予算措置

- ・ 郵便局内に証明書発行業務専用のFAX、プリンタを設置する費用及び発行手数料が必要。H24年度当初予算に計上

##### (3) 議会の議決

- ・ 証明書発行業務を行うにあたっては、議会の議決が必要。予算化の時期と合わせ、3月議会に提案予定

##### (4) センター建設時補助金等の取扱い

- ・ 契約後、補助金返還、起債繰上げ償還の事務実施

##### (5) 証明書発行業務の研修等

- ・ 実施時期（戸籍住民課繁忙期は不可）、内容の調整

##### (6) その他

#### 5 参考

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(抜粋)

(郵便局における事務の取扱い)

第2条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第1項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

- (1) 戸籍法(略)第10条第1項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第120条第1項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(略)の交付(略)又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定に基づく同法第12条の2の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第120条第1項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(略)の交付(略)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し
- (2) 地方税法(略)第20条の10の規定に基づく同条の証明書(略)の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
- (3) 外国人登録法(略)第4条の3第2項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書(略)の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し
- (4) 住民基本台帳法(略)第12条第1項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(略)の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

- (5) 住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し(略)の交付(略)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
- (6) 市町村長(略)が作成する印鑑に関する証明書(略)の交付(略)の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し  
(郵便局の指定等)

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

- (1) その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務(略)を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
- (2) 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。
- (3) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。
- (4) その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第1項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。

5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第1項の規定により指定した郵便局(略)の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令(抜粋)

(施設及び設備)

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(略)第3条第1項第2号に規定する総務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。

- (1) 法第2条各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書(略)並びにこれら

の交付の請求に係る書類を、同条各号に掲げる事務に従事する職員(略)及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設

- (2) 地方公共団体(略)との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備
- (3) 証明書等の交付の請求に係る書類等を適切に保管することができる設備  
(措置)

第2条 法第3条第3号に規定する総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の適正な取扱いの方法その他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。
- (2) 個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて郵便局取扱事務従事職員に対して研修を実施すること。